落　札

落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和３年１月20日

経理責任者　独立行政法人国立病院機構呉医療センター院長　下瀬　省二

（広島県呉市青山町３－１）

［掲載順序］

①品目分類番号　②調達件名及び数量　③調達方法　④契約方式　⑤落札決定日（随意契約の場合は契約日）　⑥落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所　⑦落札価格（随意契約の場合は契約価格）　⑧入札公告日又は公示日　⑨随意契約の場合はその理由　⑩指名業者名（指名競争入札の場合）　⑪落札方式　⑫予定価格

◎調達機関番号　597　◎所在地番号　34

①14、22、27、31　②麻酔記録システム　一式　外３件　③購入等　④一般　⑤ 2. 12. 24　⑥東京医療化学㈱　東京都品川区五反田１丁目14番１号　シンセービル　⑦57,475,000円　⑧ 2. 10. 29　⑪最低価格

①14、22、27、31　②ＩＣＵベットサイドモニタ　一式　外２件　③購入等　④一般　⑤ 2. 12. 24　⑥東京医療化学㈱　東京都品川区五反田１丁目14番１号　シンセービル　⑦49,623,376円　⑧ 2. 11. 2　⑪最低価格

報　告

包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定に基づく公表

包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（令和２年条約第16号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

令和３年１月20日

独立行政法人大学入試センター

◎調達機関番号　506　◎所在地番号　13

１　改正された規則の名称等　政府調達取扱規則（https://www.dnc.ac.jp/albums/abm.php?f=abm00040148.pdf&n=%E3%80%94%E5%B9%B3%E6%88%9013%E5%B9%B4%E8%A6%8F%E5%89%87%E7%AC%AC57%E5%8F%B7%E3%80%95%E6%94%BF%E5%BA%9C%E8%AA%BF%E9%81%94%E4%BA%8B%E5%8B%99%E5%8F%96%E6%89%B1%E8%A6%8F%E5%89%87.pdf参照）

２　この公表に関する問合わせ先

独立行政法人大学入試センター

総務部財務課契約調達係

03―5478―1225

包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定に基づく公表

包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（令和２年条約第16号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

令和３年１月20日

国立研究開発法人森林研究・整備機構

◎調達機関番号　806　◎所在地番号　08

１　改正された規則の名称等　国立研究開発法人森林研究・整備機構契約事務取扱規程の特例を定める規程（https://www.ffpri.affrc.go.jp/chotatsu-frmo/seifuchoutatsukouhyo/index. html参照）

２　この公表に関する問合わせ先

国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所総務部調達課

TEL029―829―8187

包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定に基づく公表

包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（令和２年条約第16号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

令和３年１月20日

独立行政法人経済産業研究所

◎調達機関番号　541　◎所在地番号　13

１　改正された規則の名称等　独立行政法人経済産業研究所政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達手続規程（https://www.rieti.go.jp/jp/about/tyoutatsu.pdf参照）

２　この公表に関する問合せ先

独立行政法人経済産業研究所　総務グループ管理担当

電話03―3501―1363

包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定に基づく公表

包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（令和２年条約第16号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

令和３年１月20日

東日本高速道路株式会社

◎調達機関番号　417　◎所在地番号　13

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程

（目的）

第１条　この規程は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（以下「改正協定」という。）その他の国際約束を実施するため、東日本高速道路株式会社（以下「会社」という。）が締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱いに関し、東日本高速道路株式会社契約規程（平成17年度規程第９号。以下「契約規程」という。）及び東日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年度細則第16号。以下「契約細則」という。）の特例を設けるとともに必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　物品等　動産（現金及び有価証券を除く。）及び著作権法（昭和45年法律第48号）第２条第１項第10号の２に規定するプログラムをいう。

二　特定役務　改正協定の附属書Ⅰ日本国の付表５に掲げるサービス及び同附属書Ⅰ日本国の付表６に掲げる建設サービス（本規程において「建設工事」という。）に係る役務をいう。

三　調達契約　物品等又は特定役務の調達のため締結される契約（当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含み、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業（建設工事を除く。）にあっては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第57号）による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る。）をいう。